あなたの家での生活排水の処理方法は? Q 下水道に接続していますか? B. いいえ A. はい A 下水道管が通っている地域ですか? 下水道を正しく使い ましょう。 ⇒①へ A. はい 下水道への接続が義務付けら れています。 ⇒2へ A. はい ※必要な資金の融資あっせん A 制度があります。 ⇒<u></u>3∧ その浄化槽は台所やお風呂の排水も処理していますか? A. はい B. いいえ A B それは合併処理浄化槽です それは単独処理浄化槽です。 合併処理浄化槽を正しく使 合併処理浄化槽への入れ替え いましょう。 ⇒④へ をお願いします。 ⇒5へ 合併処理浄化槽設置費補助金制度があります。

> 0マンホ-0 0 度)点検し、フタを開けて掃除汚水ますなどは時々(月1回程 水洗トイレではトイレットペ パ 土砂などを捨てないでください。 をしてください。 のみを使用してください。 -ルや汚水ますに、ごみや

2 ま 下 す 水 。道 $\overline{}$ の)接続を お願 1) し

3

融資あっせん制度

行ってください。また、汲み取り理開始の公示の日から速やかに務付けられています。接続は、処所有者には、下水道への接続が義下水道処理区域内にある建物の

取り壊し工事を行う場合、工事にへの改造工事や単独処理浄化槽のいて、汲み取り便所から水洗便所市では、下水道処理区域内にお

必要な資金の融資をあっせんして

現在的の指定工事店があります。 続工事はできません。 ◎工事の申し込みは指定工事店 便所は3年以内に水洗便所に改造 にお問い合わせください。 工事店でなければ、 もし分からない場合は、 してください 市の指定を受けた排水設備指 側溝 T T 下水道への接 日光市には、 小ます 下水道課 排水設備 公共下水道 (個人で設置、管理する部分) (市で設置、管理する部分) $\overline{}$

エは、 ◎融資あっせんの対象者 事 融資 店 事を行う前に排水設備指定 へご相談ください

後は年

1

回県指定検査機関の水質

検査を受けなければなりません。

設置されているか検査を,3か月から8か月の間に、

間に、

正

しく

Ų

その

② 市 ①建築物を所有している方、 は所 市税などを滞納していない方得て建築物を使用している方 次の①および②の条件を満たす方 有者から工事実施の同意を また

指定地域

今市、

足尾、

今市、

栗山

76-2868 今市、栗山

53-3723 日光、足尾

93-2845 足尾

76-8141 藤原、

76-0234 藤原

日光、 栗山

足尾、

栗山

◎融資額および償還期間 ◎返済方法…元金均等月賦償還…00か月以内 口を超え100万円まで口まで…36か月以内

表 浄化槽清掃業者一覧

電話番号

32-1060

26-3962

※利子は、 市が負担します

業者

(株) 衛生管理センター

(株) 近代環境整備社

(有) クリーン・アップ

宇都宮文化センター (株)日光支店

(株) 栃浄鬼怒川出張所

(株)環境テック

(有)ときわ

名

4 浄化槽の維持管理は適切に

5

なぜ合併処理浄化槽なの

?

◎定期的に保守点検を

管理や点検、 理水を保つため、 装置が適切に働き、 調整をしましょう。 定期的に槽内の働き、きれいな処

台所や風呂などからの排水は、キレの排水しか処理していません。

未

「単独処理浄化槽」は、

水洗ト

1

処理のまま河川などに流されてし

守管理業者に依頼してください 作業は県知事の登録を受けた保

まいます。

◎ 年 1

しょう。 を抜き、 ◎きちんと法定検査を 業者(下表)に依頼してください。 槽内にたまった汚泥や異物など年1回は槽内清掃を 作業は市内の浄化槽清掃 機器を洗浄・清掃しま

が義務付けられています。

浄化槽は法定検査を受けること 設置後 含まれる5~1 化・処理しています。生活排水こ洗トイレの排水と生活雑排水を浄 ぼ同等の処理能力を持っています。できるといわれ、下水処理場とほ含まれる汚濁物質の約90%を除去 槽を設置している方も合併処理浄水環境保護のため、単独処理浄化 化槽への入れ替えをお願い



6 金制度 合併処理浄化槽設置費補助

す。対象区域や交付条件などは次される方に補助金を交付していま市では、合併処理浄化槽を設置 ので、 ご希望に添えないことがあります ◎対象区域 予算枠があり、 に確認の上、 のとおりです。 必ず工事着工前に下水道課 申請してくださ ただし交付できる 申込者が多い場合 41

○公共下水道の事業計画認可を受

※当該年度内に認可 なりません れている区域は、 補助の対象に 申請が予定さ

0 下水道の認可区域ではあるが 文化財保護法の規制のため下水

◎補助対象 道の整備が困難な地域

○単独処理浄化槽からの入れ替え○建物の新築による浄化槽の新設

します。

◎浄化槽の規模と補助金額 **⑤日光市浄化槽設置費補助金交付** ④市税などを滞納してい ③市内在住 ②浄化槽から出る放流水を、 ①浄化槽を設置する建物が次のい ◎交付条件 0 0 ※敷地内処理でも、 ○社会福祉事業を行う施設 Ο ○5人槽(延べ床面積13) ○私立の幼稚園と保育園 ○自治会などの集会所 ○住宅(延べ床面積2分の 汲み取り 6 や湖沼、 次の 8 要綱の規定に該当すること を居住の用に供する建物) ずれかに該当すること 2か所以上)…5 市税などを滞納していない方1年以内に転入する予定の方 満たすものは該当します くわしくは 水道課 5 50 7 人 Ŋ 人槽(述べ床面積13 m 超) ⑤ をす 側溝へ流せること 便所からの改造 上)…548、000円槽(台所および浴室が または浄化槽設置後 水道管理係 3 3 2 0 0 0 0 べ て満たす 一定の要件を 0 0 0 m² 以 下) 以上 河川 方 円 円

| 2008年5月号 5

